

企業年金連合会規約の一部を変更する規約

企業年金連合会規約の一部を別添の新旧対照条文のとおり変更する。

企業年金連合会規約変更理由書

1 変更理由

(1) 公告等の方法（第4条）

「国民年金基金令等の一部を改正する政令」（令和5年政令第300号）及び「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」（令和5年厚生労働省令第129号）が令和5年10月16日付で施行されたことに伴い、企業年金連合会規約第4条においてウェブサイトへの掲載による公告に関する定義を記載し、あわせて、公告等の方法を明確化するため、所要の変更を行うものである。

(2) 平成25年改正法等に基づき連合会が行う受託事務（第83条から第83条の3）

代行返上基金等の加入員等の記録整理及び責任準備金相当額等の計算検証事務を厚生労働省より受託していたが、令和5年度末をもって当該受託事務及び関連する事務を終了したため、第83条から第83条の3を削除するものである。

(3) 法律改正に伴う字句修正等（第40条及び第84条の3）

根拠法令の改正等により、第40条及び第84条の3について所要の字句修正を行うものである。

2 変更内容

(1) 公告等の方法（第4条）

第4条（公告等の方法）第1項に連合会ウェブサイトへの掲載による公告について定義を記載する。また、第1項の規定によらず公告を行う事項及びその方法について、第2項に表形式で規定する。その他、字句修正を行う。

(2) 平成25年改正法等に基づき連合会が行う受託事務（第83条から第83条の3）

第83条から第83条の3を削除する。

(3) 法律改正に伴う字句修正等（第40条及び第84条の3）

第40条及び第84条の3について所要の字句修正を行う。

3 施行時期

この規約は、認可の日から施行する。

新旧対照条文

新	旧										
<p>(公告等の方法)</p> <p>第4条 連合会において公告しなければならない事項の公告は、事務所の掲示板への掲示及び連合会ウェブサイトへの掲載（電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）として行う連合会ウェブサイトへの掲載をいう。以下同じ。）により行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に掲げる方法によって公告を行う。</p>	<p>(公告等の方法)</p> <p>第4条 連合会において公告しなければならない事項（連合会の貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）又はその要旨を除く。）は、事務所の掲示板に掲示するとともにホームページに掲載する。ただし、平成25年改正法附則第61条第1項及び第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正法附則第3条第1号に規定する改正前厚生年金保険法（以下単に「改正前厚生年金保険法」という。）第163条の4第2項において読み替えて準用する改正前厚生年金保険法第133条の3第3項の規定により公告しなければならない事項は、事務所の掲示板に掲示するものとする。</p> <p>2 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号。以下「経過措置政令」という。）第49条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令（経過措置政令第2条第8号に規定する廃止前厚生年金基金令をいう。以下「廃止前基金令」という。）第54条第1項において準用する廃止前基金令第42条（第3号を除く。）、第43条、第47条第2項及び経過措置政令第49条第2項の規定により読み替えられた同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第54条第1項において準用する廃止前基金令第4条に規定する事項並びに連合会の財務諸表又はその要旨に関する公告は、前項に定める方法のほか、官報に掲載して行うものとする。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="141 836 622 884">事項</th> <th data-bbox="631 836 1104 884">公告の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="141 890 622 1010">連合会の名称又は事務所の所在地に変更が生じた場合の当該変更を生じた事項</td> <td data-bbox="631 890 1104 1010">事務所の掲示板への掲示、連合会ウェブサイトへの掲載及び官報への掲載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 1016 622 1174">連合会が解散した場合に公告しなければならない事項（名称、事務所の所在地、解散の理由及び解散の認可又は解散の命令の年月日）</td> <td data-bbox="631 1016 1104 1174">事務所の掲示板への掲示、連合会ウェブサイトへの掲載及び官報への掲載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 1181 622 1259">清算人の氏名及び住所</td> <td data-bbox="631 1181 1104 1259">事務所の掲示板への掲示、連合会ウェブサイトへの掲載及び官報への掲載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 1265 622 1385">清算人が厚生労働大臣から清算終了の承認を受けた場合に公告しなければならない事項（清算終了した旨）</td> <td data-bbox="631 1265 1104 1385">事務所の掲示板への掲示、連合会ウェブサイトへの掲載及び官報への掲載</td> </tr> </tbody> </table>	事項	公告の方法	連合会の名称又は事務所の所在地に変更が生じた場合の当該変更を生じた事項	事務所の掲示板への掲示、連合会ウェブサイトへの掲載及び官報への掲載	連合会が解散した場合に公告しなければならない事項（名称、事務所の所在地、解散の理由及び解散の認可又は解散の命令の年月日）	事務所の掲示板への掲示、連合会ウェブサイトへの掲載及び官報への掲載	清算人の氏名及び住所	事務所の掲示板への掲示、連合会ウェブサイトへの掲載及び官報への掲載	清算人が厚生労働大臣から清算終了の承認を受けた場合に公告しなければならない事項（清算終了した旨）	事務所の掲示板への掲示、連合会ウェブサイトへの掲載及び官報への掲載	
事項	公告の方法										
連合会の名称又は事務所の所在地に変更が生じた場合の当該変更を生じた事項	事務所の掲示板への掲示、連合会ウェブサイトへの掲載及び官報への掲載										
連合会が解散した場合に公告しなければならない事項（名称、事務所の所在地、解散の理由及び解散の認可又は解散の命令の年月日）	事務所の掲示板への掲示、連合会ウェブサイトへの掲載及び官報への掲載										
清算人の氏名及び住所	事務所の掲示板への掲示、連合会ウェブサイトへの掲載及び官報への掲載										
清算人が厚生労働大臣から清算終了の承認を受けた場合に公告しなければならない事項（清算終了した旨）	事務所の掲示板への掲示、連合会ウェブサイトへの掲載及び官報への掲載										

新		旧
<p><u>厚生労働大臣から毎事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の承認を受けた場合に公告しなければならない事項（貸借対照表及び損益計算書又はその要旨）</u></p>	<p><u>官報への掲載</u></p>	
<p><u>第46条の2第6項の規定による通知を行った第一号改定者又は特定被保険者の所在が明らかでないため通知をすることができない場合の当該通知すべき事項</u></p>	<p><u>事務所の掲示板への掲示</u></p>	
<p>3 連合会は、厚生労働大臣から<u>毎事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の承認を受けたときは、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書並びに業務報告書及び監事の意見を記載した書類を、事務所に備えて置き、5年間一般の閲覧に供するとともに連合会ウェブサイトへ掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">（生存に関する届書の提出）</p> <p>第40条 連合会が支給する第37条第1号、第2号及び第3号の給付（以下この条、次条第1項、第41条第1項、第43条、第44条第1項及び第2項並びに第44条の2第2項において「老齢年金給付」という。）の受給権者は、企業年金連合会給付規程（以下「連合会給付規程」という。）の定めるところにより、生存に関する届書を連合会に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>（1）老齢年金給付の全額につき支給を停止されているとき。</p> <p>（2）連合会が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報（<u>同法第30条の7第4項に</u></p>		<p>3 連合会は、厚生労働大臣から<u>財務諸表及び毎事業年度の業務報告書の承認を受けたときは、財務諸表及び附属明細書並びに当該事業年度の業務報告書及び監事の意見を記載した書類を、事務所に備えて置き、5年間一般の閲覧に供する。</u></p> <p style="text-align: center;">（生存に関する届書の提出）</p> <p>第40条 連合会が支給する第37条第1号、第2号及び第3号の給付（以下この条、次条第1項、第41条第1項、第43条、第44条第1項及び第2項並びに第44条の2第2項において「老齢年金給付」という。）の受給権者は、企業年金連合会給付規程（以下「連合会給付規程」という。）の定めるところにより、生存に関する届書を連合会に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>（1）老齢年金給付の全額につき支給を停止されているとき。</p> <p>（2）連合会が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報（<u>同条に規定する機構保存本</u></p>

新	旧
<p>規定する機構保存本人確認情報をいう。)の提供を受けることにより生存の事実を確認したとき。</p> <p><u>第83条から第83条の3まで 削除</u></p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき連合会が行う受託事務)</p> <p>第84条の3 連合会は、平成25年改正法附則第40条第6項から第8項までの規定に基づき、基金、企業年金基金、規約型企業年金を実施する事業主又は企業型年金を実施する事業主の委託を受けて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表の<u>106、107及び129の項</u>に規定する事務を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、認可の日から施行する。</u></p>	<p>人確認情報をいう。)の提供を受けることにより生存の事実を確認したとき。</p> <p><u>(平成25年改正法等に基づき連合会が行う受託事務)</u></p> <p><u>第83条 連合会は、平成25年改正法附則第69条第1項の規定に基づき、経過措置政令第71条第1項に規定する事務を行う。</u></p> <p><u>2 連合会は、前項の事務を行うにあたり、厚生労働省と業務受託契約を締結する。</u></p> <p><u>第83条の2 連合会は、平成25年改正法附則第69条第2項の規定に基づき、経過措置政令第71条第3項に規定する事務を行う。</u></p> <p><u>2 連合会は、前項の事務を行うにあたり、厚生労働省と業務受託契約を締結する。</u></p> <p><u>第83条の3 連合会は、整備等省令第58条の2に規定する事務を行う。</u></p> <p><u>2 連合会は、前項の事務を行うにあたり、厚生労働省と業務受託契約を締結する。</u></p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき連合会が行う受託事務)</p> <p>第84条の3 連合会は、平成25年改正法附則第40条第6項から第8項までの規定に基づき、基金、企業年金基金、規約型企業年金を実施する事業主又は企業型年金を実施する事業主の委託を受けて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)別表<u>第一の71、72及び97</u>に規定する事務を行う。</p> <p>2 (略)</p>